

「次世代育成支援対策推進法」及び
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき

「一般事業主行動計画」
「女性活躍推進法における情報」を公表致します。

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和6年3月31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：管理職に占める女性割合を20%以上にする。

<対策>

- 令和3年4月～ 研修用資料検討
- 令和3年6月～ 従業員への研修実施
- 令和3年6月～ 女性社員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するために上司からの働きかけを行う

目標2：年次有給休暇の取得が少ない従業員に対する取得の促進に取り組む。

<対策>

- 令和3年5月～ 年次有給休暇取得状況について実態を把握
- 令和3年7月～ 取得促進策の検討を開始
- 令和3年9月～ 計画的な取得に向けた奨励活動実施
- 令和3年11月～ 取得の少ない社員および上長に対して休暇取得奨励を実施

目標3：法定時間外労働について、月平均60時間を超える社員が発生しないことを目指します。

<対策>

- 令和3年4月～ 前月の法定時間外労働45時間を超えた社員および上長に対して、業務調整ならびに前月の残業時間を連絡します。

女性活躍推進法における情報公開

令和3年3月現在

【男女の平均勤続年数の差異】

①中途採用含む

男性	女性	差異
16.0年	13.8年	2.2年

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

③ * ABCを除いた労働者全体の平均残業時間

全体 11.2時間（派遣社員は含めない）

【有給休暇取得率】

全体 54.1%（派遣社員は含めない）

【男性・女性労働者の割合】

	男性	女性
係長級にある者に占める女性労働者の割合	82.4%	17.6%
管理職に占める女性労働者の割合	92.5%	7.5%
役員に占める女性の割合	100%	0%